

個人情報の共同利用に関する覚書

株式会社ソラスト（以下「会社」という）とU Aゼンセンソラストユニオン（以下「組合」という）とは、会社の社員（以下「社員」という）の個人情報の取り扱いに関して以下の事項を確認し、本覚書を締結する。

また、会社と組合とは、社員の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（2003年法律第57号）第23条4項3号に定める共同利用を行う。共同利用にあたり、会社及び組合は適切な管理に努める。

（共同利用の目的）

第 1 条 次の目的のために、社員の個人情報を会社及び組合が共同利用する。

- （1）社員に対し会社が各種社内連絡、通知、通達等を行うため、及び組合が方針の通知、労使（交渉）協議の報告、催事の案内等を行うため。
- （2）社員の賃金、労使諸条件に関する、会社と組合の労使（交渉）協議における基礎データとするため。
- （3）災害時及び会社又は社員自らの非常時（心身上の健康問題等を含む）において会社と組合が協力し円滑かつ適切な対応を図るため。
- （4）組合の組合費の給与引き去り事務を会社が行うため。
- （5）会社及び組合がそれぞれ又は共同で主催する福利厚生事業を社員及びその家族が利用するため。

（共同利用する個人情報の項目）

第 2 条 共同利用する個人情報の項目は次のとおりとする。

社員に関わる情報

- ①氏名 ②性別 ③生年月日 ④給与その他 ⑤住所 ⑥郵便番号 ⑦電話番号
⑧職種・社員区分 ⑨社員番号 ⑩所属部署及び職場名 ⑪社内メールアドレス

社員の家族に関わる情報

- ①氏名 ②性別 ③生年月日

なお、家族とは、配偶者及び子とする。

（共同利用する者の範囲）

第 3 条 共同利用する者の範囲は会社及び組合とする。

（共同利用する個人情報の管理に責任を有する者）

第 4 条 共同利用する個人情報の管理に責任を有する者は会社及び組合とする。

（有効期間）

第 8 条 本協定の有効期間は締結の日から2014年3月31日までとする。ただし、期間満了90日前までに会社・組合いずれからも変更の申し出がない場合は、1年間自動的に継続更新されるものとし、以後もまた同様とする。

以上、本覚書の証として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各1通を保有する。

2013年10月 1日

株式会社ソラスト

代表取締役

荒井 純一



UAゼンセンソラストユニオン

中央執行委員長

近藤 照恭

